

(別冊 1)

文化デジタルライブラリー舞台芸術教材「日本の伝統音楽（仮）」

Web ページの製作

仕様書

独立行政法人日本芸術文化振興会

1. 業務名称

文化デジタルライブラリー舞台芸術教材「日本の伝統音楽（仮）」Web ページの製作

2. 事業概要

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」とする。）が運営する文化デジタルライブラリー（<https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/>）では、インターネットを通じて、伝統芸能や舞台芸術に関するデジタル技術を活用した舞台芸術教材や、主催公演の公演記録情報、収蔵資料の画像等を公開している。

文化デジタルライブラリー舞台芸術教材「日本の伝統音楽 歌唱編」（<https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/contents/learn/edc8/index.html>）のリニューアル版として、「日本の伝統音楽（仮）」を製作する。

日本の伝統音楽の歴史や各音楽の特徴など、鑑賞の基礎となる知識を中心に、中学生・高校生から大人までの初心者を中心に対象として解説する。

振興会が所蔵する公演記録映像及び公演記録写真や、新規に撮影する解説用動画等、動画や画像を活用し、スマートフォンやタブレット端末（以下「スマートデバイス」とする。）、及びパソコンでの利用に対応した、見やすく分かりやすい Web コンテンツとする。Web コンテンツの一部（「概説 日本の伝統音楽とは」）については、英語版も作成する。

3. 業務概要

文化デジタルライブラリーの新規舞台芸術教材「日本の伝統音楽（仮）」の Web ページを製作する。一部については、英語版も製作する。なお、企画・構成・原稿・動画は振興会が提供する。

4. 業務内容

振興会が提供する素材等をもとに、受注者は設計・デザイン・製造等の Web ページ製作に係る業務を行う。

5. Web ページの主な構成・内容

主な構成は以下を予定している。

各項目は、下層を細分化してページを作成する。また、必要に応じて、メニューページを設ける。各ページ間でのリンクや、他の舞台芸術教材へのリンクを設定する場合もある。

各ページには、多数の動画・画像・音声の掲載を予定している。動画・画像・音声の掲載レイアウトは、見やすさ・デザイン性・操作性等を考慮すること。

なお、公開済の他の舞台芸術教材のボリュームを参考とすること。近年の製作は、令和 5 年度公開「声明」

（<https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/contents/learn/edc28/index.html>）、

令和 4 年度公開「日本の民俗芸能」

（<https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/contents/learn/edc27/index.html>）、

令和 2 年度公開「人形浄瑠璃 文楽」

（<https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/contents/learn/edc26/index.html>）である。

- (1) 概説 日本の伝統音楽とは（日本語版／英語版）
Web コンテンツの導入部として、日本の伝統音楽とはどのような芸能であるかを動画と文章によりわかりやすく解説する。なお、英語ページを作成する。その他の項目については英語対応を行わない。
- (2) 歴史
年表等を使用し、日本の音楽の歴史を説明する。
- (3) 声と楽器
- (4) 音楽のしくみ
サウンドシミュレータ等を使用し、音階等について説明する。
「日本の伝統音楽 歌唱編」の「なっとく！よくわかる歌唱＞日本語と歌唱」
(<https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/contents/learn/edc8/nattoku/nippon/index.html>) を再構成したページの作成を予定している。
- (5) ジャンル（計 24 ジャンルを予定）
- (6) クイズ
画像や音声・イラスト等を使用し、楽しみながら学ぶことができるページを作成する。
- (7) 聴きくらべ
- (8) 演奏する人たち
- (9) 用語事典
解説文章中に用語の説明文を表示させるほか、用語を集めたページを作成する。
- (10) 索引
Web コンテンツ内の情報をキーワードから検索できる索引を作成する。
- (11) このサイトについて
Web コンテンツの概要を記載する。
- (12) クレジット
協力者、参考文献等を記載する。
- (13) サイトマップ

6. Webコンテンツの提供形態

- (1) インターネット配信・イントラネット配信
「舞台芸術教材」は、振興会が指定するサーバより「文化デジタルライブラリー」の Web コンテンツの 1 つとして一般に無料配信する。また、振興会ネットワークを通じ振興会内部でも配信する。
- (2) 振興会施設内端末
国立能楽堂図書閲覧室、国立文楽劇場図書閲覧室等の専用端末（キーボードなし）（以下「専用端末」という。）で公開する。

7. 製作上の留意点

- (1) 中学生・高校生が学習教材として利用することを想定しつつ、あわせて広く一般に利用できるものとする。

- (2) スマートデバイスでの閲覧を前提に、1 ページあたりの情報量を設定すること。
- (3) アイコンやイラスト・動画・画像などを多く用い、視覚的に興味を持てる内容とすること。
- (4) スマートデバイスでの閲覧に適したものとすること。
- (5) PCでの閲覧にも考慮すること。
- (6) PCではページのインデックスがどのページでも表示されるなど、ページ間の移動が速やかに行えること。
- (7) スマートデバイスでは画面のタッチ操作のみ、PCではマウス操作のみで行えること。
- (8) 情報が、それぞれ関連付けられるような構造とすること。

8. 振興会が行う事項

受注者が業務を行うにあたり、振興会が行う業務は以下のとおりとする。下記以外に、受注者が選定した素材を使用する場合は、振興会と協議の上決定し、受注者が著作権処理を行い、これに係る経費を受注者が負担すること。イラスト・アニメーション・CG等を使用する場合は、受注者が製作を行い、これに係る経費を負担すること。

- (1) 企画・構成。ただし、具体的な Web コンテンツの構成等については、受注者と協議の上製作するものとする。

受注者は、構成に基づき、見やすさ・デザイン性・操作性等を考慮し、レイアウトデザイン・ワイヤーフレーム等を製作すること。

また、5. (13) のサイトマップについては、構成に基づき、受注者が製作すること。

なお、文化デジタルライブラリーでは、Cookie バナーを適用している。Web ページの製作にあたっては、デザインや操作等に関して、Cookie バナーの位置を考慮すること。

- (2) 監修者・執筆者・翻訳者の選定・連絡・調整・報酬の支払い。
- (3) 文字原稿（日本語及び英語）の作成、受注者への提供。
- (4) 年表・系図等の図の原稿作成、受注者への提供。受注者は、原稿に基づき、Web コンテンツの構成・レイアウトデザインにあわせて図を作成すること。
- (5) 楽譜等の原稿作成、受注者への提供。受注者は、原稿に基づき、イラスト・音声等を用い、サウンドシミュレータ等を作成すること。使用する音声は、振興会と協議のうえ決定し、受注者が製作または調達を行い、これに係る経費を負担すること。
- (6) 振興会所蔵の公演記録映像・公演記録写真を使用する場合の選定、使用許可取得、使用料の支払い及び受注者への素材提供。
- (7) 他組織・個人の所蔵資料画像等を使用する場合の選定、使用許可取得、使用料の支払い及び受注者への素材提供。
- (8) 解説用動画・画像についての製作、受注者への提供。

9. 製作予算

- (1) 製作予算額は7, 500, 000円（消費税等込）以下とすること。
- (2) 上記の製作予算には、本仕様書に特に定めのある場合を除き、本業務の履行に際

し必要となる経費を含むものとする。

10. 納入

- (1) 履行期限 令和7年3月31日(月)
振興会による検収期間が必要なため、令和7年3月14日(金)迄に納入すること。
- (2) 納入場所
〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1
独立行政法人日本芸術文化振興会
国立劇場調査養成部 調査資料課 デジタル情報係
- (3) 納入形態
受注者は、下記①～⑤の成果物を、DVD・BD・USBメモリ・HDD等の媒体で納品すること。
 - ① 文化デジタルライブラリーサーバ登録用Webコンテンツデータ一式
 - ② Webコンテンツサムネイル画像
<https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/modules/learn/> 等に掲載するためのサムネイル画像を作成すること。
 - ③ 完成図書一式
※要件定義書、設計書、サイトマップ、ディレクトリーマップ、画面一覧、動作検証結果、著作権処理関係書類(受注者が処理を行った場合)を含む
 - ④ 使用素材および一覧
 - ⑤ 製作する過程で収録、収集した全ての素材(改修の場合に備えて中間作成物を含む)及び一覧
 - ⑥ 作業報告書一式 作業工程表、作業体制表、作業実施報告書、テスト結果報告書

11. 技術的要件

- (1) 対応ブラウザ等
 - ① OSはWindows 8.1/10以上、MacOS 10.14以上、iOS 14以上、Android 11以上で動作可能なこと。
 - ② 以下のブラウザの最新及びサポート期限内のバージョンで動作を保証すること。
 - ・ Microsoft Edge
 - ・ Google Chrome
 - ・ Mozilla Firefox
 - ③ ブラウザのみで利用可能であり、特別なソフトウェアのインストールが不要であること。ただし、製作にあたり、以下のプラグインソフトの使用は認める。
 - ・ Adobe Reader
- (2) マルチデバイスに対応した構築を行うこと。なお、上記(1)のOS、ブラウザのバージョンアップにより、レイアウト崩れ等が発生した場合は、協議の上、対応すること。

12. 技術上の留意点

- (1) 動作等

- ① HTML5に準拠したコーディングを行う。Cookie、JavaScript等のブラウザ上で動作する技術の使用は、上記11.(1)のブラウザで正常に動作するよう確認すること。PHP、SQL等の文化デジタルライブラリーサーバでの処理を行う技術は使用不可。
 - ② WebコンテンツはPC及びスマートデバイス向けどちらもページのURLは同じとし、レスポンス対応とする。
 - ③ ヘッダー・フッターを含むページレイアウト及びナビゲーションは提供するサンプルHTML一式 (Dreamweaverで製作されたHTML, CSS, Library, Template等一式) に則り作成すること。サンプルはレスポンス対応済。なお、サンプルについては、必要に応じ、文化デジタルライブラリーシステム運用支援業者からの技術情報提供を行う。
 - ④ ディレクトリについては、提供するテンプレートを参考に作成すること。
 - ⑤ PC版については、文化デジタルライブラリーのフレーム内で展開するよう作成すること。フレーム外での独立したページとしての展開は不可とする。
 - ⑥ Webコンテンツ全体の総データ量は、原則として1GBを超えないこと。また1ページあたりのデータ量は、原則として250KB以内とすること。
 - ⑦ インターネット配信だけでなく専用端末 (キーボードなし) 等で利用することも考慮すること。
 - ⑧ Webコンテンツからの外部インターネットサイトへのリンクは原則として行わないが、行う場合には外部URLに、インターネット・イントラネットの違いによるリンクの有効化、無効化機能を付加すること。有効化・無効化機能については、JSPファイルの改造例 (サンプルコード) を提供する。
 - ⑨ ユーザビリティ、アクセシビリティを重視した構造・デザインとすること。
 - ⑩ 検索エンジンにおいてWebコンテンツに関する情報が上位に表示される対策を行う等、様々なユーザーに活用される工夫を行うこと。なお、設定にあたっては振興会と協議の上行うこと。
- (2) 文字等
- ① 将来的に文字等の修正が必要になった際に容易に対応できること。
 - ② Webコンテンツの各ファイル名は、すべて半角英数小文字とする。
 - ③ 漢字コードはUnicode (UTF-8) 、改行コードはCR+LFとする。
- (3) 動画・画像等
- ① スマートデバイスでの閲覧及び高解像度画面での閲覧を考慮すること。
 - ② 振興会が提供する画像素材について、Webコンテンツ掲載に適したサイズへのリサイズ等は、受注者が行うこと。
 - ③ 動画・音声については、ストリーミング形式で掲載し、振興会が別途契約する動画配信サービスを利用して使用する。動画配信用のタグは振興会が手配し、受注者に提供する。タグの埋め込みは受注者が行うこと。
 - ④ 使用する画像フォーマットはGIF・JPEG (プログレッシブJPEGは原則不可) ・PNGとすること。
 - ⑤ 振興会が指定する画像 (縦・横とも128ドット以上のJPEGの画像) には電子透かし

を入れる。電子透かし処理は振興会が行うので、納品前にWebコンテンツ内の画像データを振興会に提出すること。画像データ送付の際には、ディレクトリを外した形（画像ファイルのみ）にすること。

- ⑥ 動画・音声・画像に近接して、振興会が指定するキャプション（役名・人名等）を表示すること。
 - ⑦ 振興会が指定する画像について、画像内に振興会がデータを提供する振興会紋章（天女マーク）を表示すること。
 - ⑧ 画像は、右クリック禁止等の不正複製防止対策を施すこと。
- (4) JIS X 8341-3:2016（平成28年4月7日改正）に示される指針に配慮したWebページが作成されるよう行うこと。また、ユーザビリティにも配慮すること。また、読み上げソフトである「音声ブラウザ」、「スクリーンリーダー」について、各1種類以上で読み上げ動作確認を行うこと。
- ・音声ブラウザやスクリーンリーダー等での読み上げを想定し、読み取り順序、アクセシビリティパネルへの代替テキストの入力、読み上げ繰り返しの防止などに配慮すること。
 - ・アクセシビリティパネルにタブ順を設定するなど、キーボードのみでの操作に配慮すること。
 - ・文字色と背景色のコントラスト、文字サイズ等に配慮したWebコンテンツとすること。
- (5) 作業は、振興会の指示に従うものとし、必要に応じて適宜打合せ等により、作業内容の確認と調整を行うものとする。
- (6) 製作にあたっては、情報処理推進機構「安全なウェブサイトの作り方」及び同別冊の最新版に準拠し、セキュリティ上のリスクの発生を抑止すること。

1 3. 動作確認・作業報告

- (1) Web コンテンツは、振興会が指定する「文化デジタルライブラリー」のサーバで公開する。公開前に、以下の環境で Web コンテンツの動作確認及び検証を行うこと。その試験結果について振興会の承認を得ること。なお、振興会ネットワーク内のサーバへの格納は振興会が行う。

- ・受注者のテスト環境
- ・振興会ネットワーク内のテストサーバ（振興会が動作確認及び検証を行う）
- ・振興会ネットワーク内の内部公開サーバ（振興会が動作確認及び検証を行う）
- ・インターネット公開された外部公開サーバ

振興会ネットワーク内の各環境のシステム環境は以下のとおり。

[OS] Redhat Enterprise Linux

[Web サービス] Apache + Tomcat

- (2) 動作確認は振興会の業務に差し支えないよう行うこと。
- (3) 作業報告を詳細に行うこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、振興会と受注者双方協議の上、対処すること。

1 4. 契約条件等

1 4. 1 知的財産の帰属等

(1) 本調達作業により作成する成果物に関し、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を振興会に譲渡し、振興会は独占的に使用するものとする。

なお、受注者は振興会に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受注者が本調達の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、振興会と別途協議するものとする。

(2) 本調達作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら振興会の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。

なお、振興会は紛争等の事実を知った時は、速やかに受注者に通知するものとする。

1 4. 2 再委託

(1) 受注者が、本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」とする。）を原則として禁止するものとする。

ただし、受注者が本調達の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について提案時に記載し、振興会が了承した場合は、この限りでない。

(2) 受注者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受注者は再委託の相手方に対して、本製作要項「1 4. 1 知的財産の帰属等」、「1 4. 3 秘密保持等」、「1 4. 4 情報セキュリティに関する受注者の責任」を含め、本調達の受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

(3) 受注者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受注者は、振興会が本調達の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について振興会に対し報告し、又は振興会が自ら確認することに協力するものとする。

(4) 受注者は、振興会が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、振興会の承認を得るものとする。

1 4. 3 秘密保持等

(1) 受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、振興会から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次の①

から⑤のいずれかに該当する情報は除くものとする。

- ① 振興会から取得した時点で、既に公知であるもの
- ② 振興会から取得後、受注者の責によらず公知となったもの
- ③ 法令等に基づき開示されるもの
- ④ 振興会から秘密でないと指定されたもの
- ⑤ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に振興会に協議の上、承認を得たもの

(2) 受注者は、振興会の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、又は複製しないものとする。

(3) 受注者は、本調達に係る作業に関与した受注者の所属職員等が異動・退職等した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

(4) 受注者は、本調達に係る検収後、受注者の事業所内部に保有されている本調達に係る振興会に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、振興会から貸与されたものについては、検収後1週間以内に振興会に返却するものとする。

1.4.4 情報セキュリティに関する受注者の責任

(1) 情報セキュリティポリシー等の遵守

受注者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和5年度版）」（以下「統一基準」とする。）及び「独立行政法人日本芸術文化振興会情報セキュリティポリシー」（以下「振興会セキュリティポリシー」とする。）に従って受注者組織全体のセキュリティを確保すること。振興会セキュリティポリシーは非公開であるが、統一基準等を、必要に応じて参照すること。振興会セキュリティポリシーについては、契約締結後開示する。

(2) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受注者は、統一基準及び振興会セキュリティポリシーに従い、受注者組織全体のセキュリティを確保するとともに、振興会から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

振興会以外で作業を行う場合も、振興会セキュリティポリシーに従い、情報セキュリティを確保できる環境において行うこと。

なお、受注者は、以下のとおり、情報セキュリティインシデント等への対処能力の確立・維持をすること。

- ① 識別・防御・検知・対応・復旧を例とした、準備から事後処理に至る全般的なインシデント対処プロセスを確立すること。
- ② 当事者及び関係者の役割を含む体制をあらかじめ定めていること。
- ③ インシデント対処体制、責任者、委託業務担当者から当該体制への報告フロー等の概要について、対処能力の証明として契約締結までに説明ができること。
- ④ 委託期間中に情報セキュリティインシデント等の検出有無等について定期的な報告を行うこと。

(3) 情報セキュリティインシデントが発生した場合の対処

情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、委託先が受託事業を一時中断するなどの必要な措置を講じた上で、報告手順に従い遅滞なく振興会に報告を行うとともに対処を行うこと。これに該当する場合には、以下の事象を含む。

- ① 受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める振興会の情報の外部への漏洩及び目的外利用
- ② 受注者による振興会のその他の情報へのアクセス
- ③ 情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある事象が本調達に係る作業中又は契約に定める契約不適合責任の期間中に発生し、かつその事象が受注者における情報セキュリティ上の問題に起因する場合は、受注者の責任及び負担において次の各事項を速やかに実施すること。
 - a. 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、振興会の承認を得た上で実施すること。
 - b. 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、振興会へ提出して承認を得ること。
 - c. 再発防止対策を立案し、振興会の承認を得た上で実施すること。
 - d. 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、振興会の指示に基づく措置を実施すること。

(4) 情報セキュリティ監査の実施

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、振興会が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、振興会がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（振興会が選定した事業者による監査を含む。）。

(5) セキュリティ対策の改善

受注者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について振興会が改善を求めた場合には、振興会と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

1 4. 5 契約不適合責任

検収後 1 年間に於いて、納入物に契約不適合があることが判明した場合には、受注者の責任及び負担において、振興会が相当と認める期日までに補修を完了するものとする。

1 4. 6 個人情報保護法に関する事項

受注者は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び振興会が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うものとする。

また、受注者は、振興会が本調達の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について振興会に対し報告し、また振興会が自ら確認することに協力するものとする。

以上